

さ情審査答申第21号
平成16年7月23日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答 申 書

平成14年10月18日付けで貴職から受けた、県へ提出された異議申立人の個人情報、住民基本台帳ネットワークシステムに係る「本人確認情報」（以下「本件対象個人情報」という。）の不訂正等決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象個人情報につき、さいたま市個人情報保護条例第26条第2項の規定により、訂正等をしないこととした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項に基づく本件対象個人情報の訂正等の請求に対し、平成14年9月6日付けさ市市収第344号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消し、本件対象個人情報の外部提供の中止を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象個人情報について、外部提供の中止を求めたが、実施機関は外部提供の中止請求に対し不訂正等決定処分とした。
- (2) 実施機関は、本件処分の理由について、本件対象個人情報の外部提供は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の5に定められており、条例第7条第1項第2号「法令等の定めがあるとき」に該当し、「適法な外部提供と認められるため」と付記し

ている。しかしながら、本件処分は条例の理念と条文の解釈運用を誤った違法なものであり、取り消されなければならない。

- (3) 条例第7条第1項本文は、個人情報の外部提供の原則禁止を規定している。また、同条同項ただし書の趣旨は、単に外部提供の原則禁止規定を解除したにとどまる。すなわち、当該法令等が存在すると認められるときは、改めて、外部提供の是非を判断する仕組みとなっている。したがって、法令等に定めがあることを理由として、実施機関に外部提供の義務が生じることを意味しているものではない。
- (4) 住基法第30条の5は、実施機関に県への通知義務を課したとまで読み取れるものではない。
- (5) 条例は、市民の自己情報コントロール権を保障したものであり、したがって、住基法は条例の理念に背反するものであり、よって条例の権利保障の優位性が認められなければならない。新地方自治法体制のもとでは、条例に対する法律の上位性が無条件で認められるものではない。自治体は、法令解释权を持つ。
- (6) 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民票コードの付与による国民総背番号制の導入を基礎とした新たな国民監視システムであり、実施機関は市民自治の観点から、直ちに電算結合を切断すべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、不訂正等理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 条例第7条は、個人情報の利用及び提供の制限を規定しているが、同条第1項ただし書により、例外規定を設けている。同条同項第2号では、法令等において実施機関が外部提供することができる場合には、条例よりも法令等が優先されることから提供の制限の例外としている。
- 2 本件対象個人情報を県に提供することは、住基法第30条の5で、「市町村長は、住民票の記載、削除又は氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードの全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、本人確認情報を都道府県知事に通知するものとする」と規定されており、条例第7条第1項第2号「法令等の定めがあるとき」に該当し、適法な外部提供と認められる。

第4 審査会の判断の理由

- 1 実施機関の行った異議申立人に係る本件対象個人情報の外部提供は、住

基法第30条の5第1項によるものである。この住基法の規定は、地方自治体の首長である市町村長に、同条項の通知をすべき義務を課したものと解されるが、他方住民基本台帳の作成、管理に係る事項は市町村長の事務であり、また市町村は地方自治体としての権能の範囲で他の事務についてと同様に独自の判断をもって行う余地も認められるべきことは、国の場合に比して、市町村はその住民と直接的に、かつ密接な係合のある行政主体であることから、これを肯定すべきである。

- 2 条例第7条第1項は、個人情報の外部提供を禁止して、例外的に同項ただし書に該当するときにこの禁止を解除している。禁止規定の解除は直ちに、禁止事項につき実施機関に外部提供の義務を課すものではなく、ある程度の判断の余地を与えるものであって、その意味で本件外部提供についても改めてその是非を判断すべきであるという異議申立人の主張は一般論として是認できる。そして直ちに、外部提供すべきか目的外利用が許されるかということは、個々の情報とそれに係る法令の内容により事案ごとに判断すべきことである。
- 3 そうして、一方に住基法第35条の5第1項の市町村長の県知事に対する通知義務の定めがあり、他方、条例第7条第1項ただし書は、本件対象個人情報の外部提供を行うに際して、改めて外部提供の当否、是非について検討したことはないとの説明であるから、上記住基法の規定に従うことは当然のこととして外部提供し、異議申立人の訂正等の請求に対しても、これを拒否する旨の処分をしたと推認することができる。
- 4 住基法による、住民基本台帳の記載事項の統一的な整理及び管理と、全住民の一人ひとりに住民票コードを付与することとこれに関連する措置などの諸規定は、全国を網羅した住基ネットの構築を目的としたもので、そのために住基法が改正された。これは言うまでもなく、国民の利益に資する立法とそれに基づく施策として国の立法機関が選択した政策である。実施機関のした本件対象個人情報の外部提供は、この国の政策的選択に従ったものと解することができるもので、今この選択を一地方公共団体の判断により違法または不当とする理由を見出すことができない。ただし、個人情報とその適正な取扱いという見地から、また個人情報が保護されるべきであるということが一般には必ずしも十分に理解されているとは言えない現在の社会状況下では、住基ネットそのものと共に、市民に対する何らかの事前の説明や意見聴取などの手続を経て、このシステムについての理解と問題点の認識を得たうえで行うことが望ましかった、と考えるものである。
- 5 次に、「住基ネットは、住民票コードの付与による国民総背番号制の導入

を基礎とした新たな国民監視システム」であるとの異議申立人の主張について述べる。現行住基法第30条の5は市町村長に対し、同法第7条第1項に記載の各事項の内の氏名、住所、生年月日、性別及び住民票コードの5個の情報のみの通知を求めており、それに尽きるのであって、現段階において、これを「国民総背番号制」とか「国民監視システム」とかいうのは当たらないと考える。したがって、実施機関の取った措置を違法ということとはできない。

- 6 また、今日の情報通信手段の進歩の速さは目覚ましいものがあり、時に、一瞬の内に膨大な量の個人情報失われ、または漏えいされる例が見られ、また住基ネットに個人情報保護につき不備ないし危険があることが指摘されていることも事実である。このことは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が成立した今日においても変わらないと考えられる。さいたま市においても住基ネットにおける個人情報の安全確保についてはその管理面においても事故を防止するという技術面においても、更に十分な対応策を継続的に取ることを期待するものである。
- 7 以上により、本件異議申立てについて、当審査会は、上記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年10月18日	諮問の受理
②	同 年 11月14日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成15年 4月23日	審議
④	同 年 5月22日	審議
⑤	同 年 6月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 7月17日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 9月18日	審議
⑧	同 年 10月16日	審議
⑨	同 年 11月13日	審議
⑩	同 年 12月18日	審議
⑪	平成16年 1月22日	審議
⑫	同 年 2月19日	審議
⑬	同 年 3月11日	審議
⑭	同 年 5月20日	審議
⑮	同 年 6月17日	審議
⑯	同 年 7月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	鈴 木 久 義	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)